

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十八号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後				改正前			
		別表（第三条関係）				別表（第三条関係）			
		一 本庁に置く職				一 本庁に置く職			
	職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	新型コロナウイルス感染症対策担当課長	（略）	（略）	（略）	新型コロナウイルス感染症対策担当課長	（略）	（略）	（略）	
	ワクチン政策担当課長	局	上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の推進及び体制の整備に関する事務を整理する。	健康福祉局に必要に応じ置く。					
二	（略）	（略）	（略）	（略）	二	（略）	（略）	（略）	
備考	（略）	（略）	（略）	（略）	備考	（略）	（略）	（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。